

# 行政手続法の一部改正 <概要>

- 行政指導の方式
- 行政指導の中止の求め
- 違反是正の処分の求め

一般財団法人 日本消防設備安全センター

一般財団法人 日本消防設備安全センター

## 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

### 改正行政手続法の概要

- ① 申請に対する処分（2章）
- ② 不利益処分（3章）
- ③ 行政指導（4章）
- ④ 処分等の求め（4章の2）
- ⑤ 届出（5章）
- ⑥ 意見公募（6章）

上記の手續について、行政機関が  
守るべきルールを定めたもの

・審査基準の設定  
・標準処理期間の設定

・処分基準の設定  
・聴聞、弁明手續

・相手方の任意の協力  
・従わない場合の不利益な扱いの禁止  
・行政指導の内容等の明確化

・国民から行政機関へ処分等の求め

・形式上の要件に適合した届出の到達により  
手續き上の義務の完了

・パブリックコメント

国民の救済手續を充実・拡充する観点から、処分前の手續及び行政指導について整備  
本改正により、

35条第2項（行政指導の方式）

36条の2（行政指導の中止等の求め）

36条の3（違反是正の処分等の求め）

が新設（平成27年4月1日施行）

## 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

### ■ 4章 35条第2項（行政指導の方式） 1/2

#### － 概要

- 許認可等をする権限、許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が行政指導をする際に、この権限を行使し得る旨を示すとき、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、

①権限の根拠となる法令の条項

②当該条項に規定される要件

③権限の行使が当該要件に適合する理由

を示さなければならないこととし、許認可等の取消しを威嚇として、行政指導に従わせるようなものを抑制し、不適切な行政指導を防止することによって、相手方の権利利益の保護を図る。

- 上記の各事項をそれぞれ分けて示すか各事項を一括して示すかは任意であるが、当該行政指導の相手方がこれらの事項を明確に認識し得ることが必要

## 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

### ■ 4章 35条第2項（行政指導の方式） 2/2

#### <具体例>

あなたの◇◇という行為が、...法第▽条の規定に違反することが認められたため、◆◆業務の運営の改善措置を講ずるよう指導します。

また、この指導に従わず、業務の運営の改善が確認できない場合や、再び違反行為があった場合には、以下のとおり、◆◆業務に関する許可が取り消される場合があります。

- (1) 許可取消処分の権限を行使し得る根拠となる法令の条項（行政手続法第35条第2項第1号）...法第○条
- (2) 上記の条項に規定する要件（行政手続法第35条第2項第2号）...法第○条第△号の政令で定める技術的基準に適合しないこと
- (3) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由（行政手続法第35条第2項第3号）あなたの◇◇という行為が、許可取消処分の要件である...法第○条第△号の政令で定める技術的基準のうち...施行令第●条第▲号に定める「□□」という類型に該当しないため

平成26年11月28日総管管第93号参照

# 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

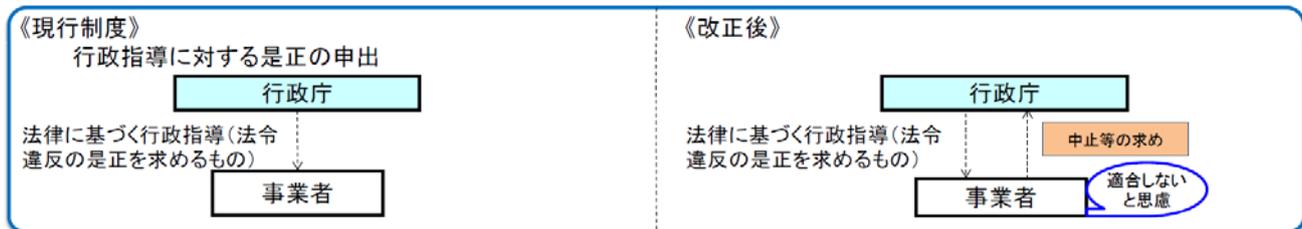
## 4章 36条の2（行政指導の中止等の求め） 1/2

### 趣旨

- 「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付け、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

### 対象となる行政指導

- 法令に規定されている要件に違反する行為の是正を求める行政指導（任務規定又は所掌事務規定に基づく行政指導は含まれない）
- 各行政機関において、申出の具体的内容や行政指導の内容、社会通念等に照らして、個別の事例ごとに適切に判断する必要がある。



# 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

## 4章 36条の2（行政指導の中止等の求め） 2/2

### 申出書

- 任意の様式により申出することが可能
- 「要件に適合しない」と考える**具体的かつ合理的な根拠を記載**  
 ※ 本手続を運用する面からも、行政指導に携わる者は、根拠とする法令や要件を具体的に示すよう努める。

### 申出を受けた行政機関の対応

- 申出書の記載が具体性を欠いていても、申出の対象となる具体的な行政指導が特定され、必要な調査等を行うに当たって、特段の支障が生じない場合などにおいては、必要な調査を行う等の対応をとることが望ましい。
- 行政指導の根拠となる法令の要件に違反するか否か、違反がある場合はその違反の内容や程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに**必要な調査を行う**。
- 対応の結果を申出人に通知する義務はないが、申出人に通知するよう努める。

# 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

## 4章の2 36条の3（処分等の求め） 1/2

### 趣旨

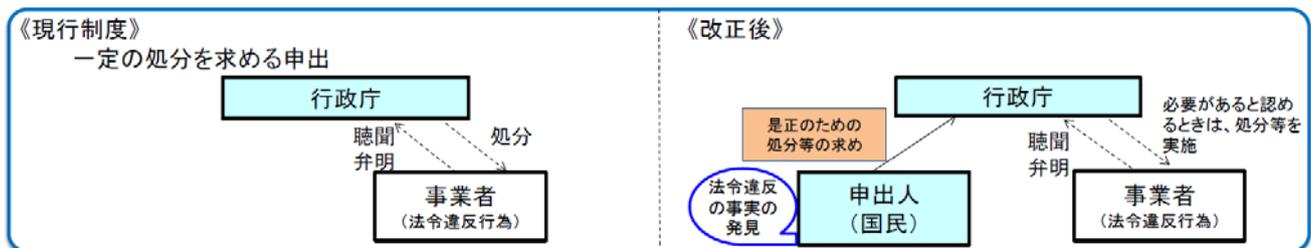
- 法令に規定されている義務、要件等に違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

### 是正のためにされるべき処分又は行政指導

- 法令に違反する事実自体の解消
- 法令に違反する事実によって生じた影響の除去、原状回復
- 法令に違反する作為、不作為の再発防止

※ 処分の取消しは、行政訴訟又は不服申立て等のため本条の対象外

- 行政機関の任務又は所掌事務を定める規定に基づく行政指導は含まない。



# 行政手続法の一部改正（平成26年法律第70号）

（平成26年11月28日総管管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」）

平成27年4月1日施行

## 4章の2 36条の3（処分等の求め） 2/2

### 申出書

- 何人も申出することができる。
- 任意の様式により申出することが可能
- 「法令に違反する事実の内容」等は、合理的な根拠をもって客観的にその旨を考えられる理由について具体的に記載

### 申出を受けた行政庁の対応

- 必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、求められた処分又は行政指導をしなければならない。
- 必要な調査 → 法令に違反する事実、程度等と是正手段を判断するための調査
- 必要があると認めるとき
  - 求められた処分等がその本来の目的に合致する場合
  - 是正される利益より相手方の不利益が著しく大きくない場合
- 対応の結果は、申出人に通知するよう努める。
- 申出人の個人情報の管理を徹底し、漏えいすることがないよう万全を期す。

# 行政不服審査法の改正 <概要>

審理の見える化

申立て期間の延長

審査請求への一元化



一般財団法人 日本消防設備安全センター

一般財団法人 日本消防設備安全センター

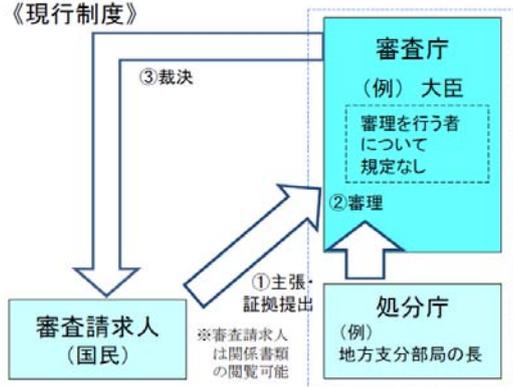
## 行政不服審査法の改正（平成26年法律第68号）

平成28年4月1日施行

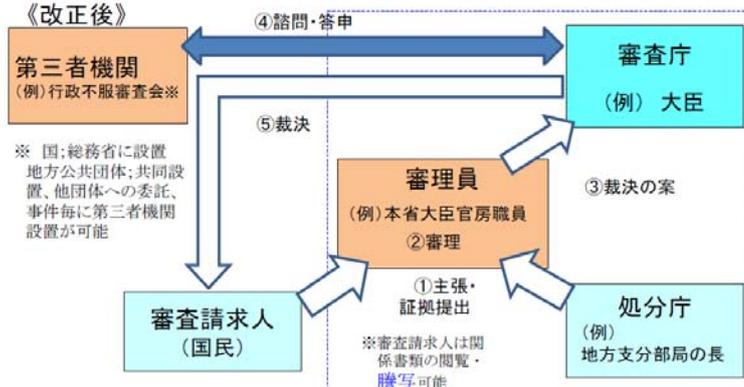
### ■ 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- 職員のうち処分に関与しない者（**審理員**）が両者の主張を公正に審理
- 裁決について、有識者から成る**第三者機関**がチェック
- 審理手続における審査請求人の権利を拡充（証拠書類等の**謄写**など）

《現行制度》



《改正後》



# 行政不服審査法の改正（平成26年法律第68号）

平成28年4月1日施行

## ■ 不服申立て期間の延長

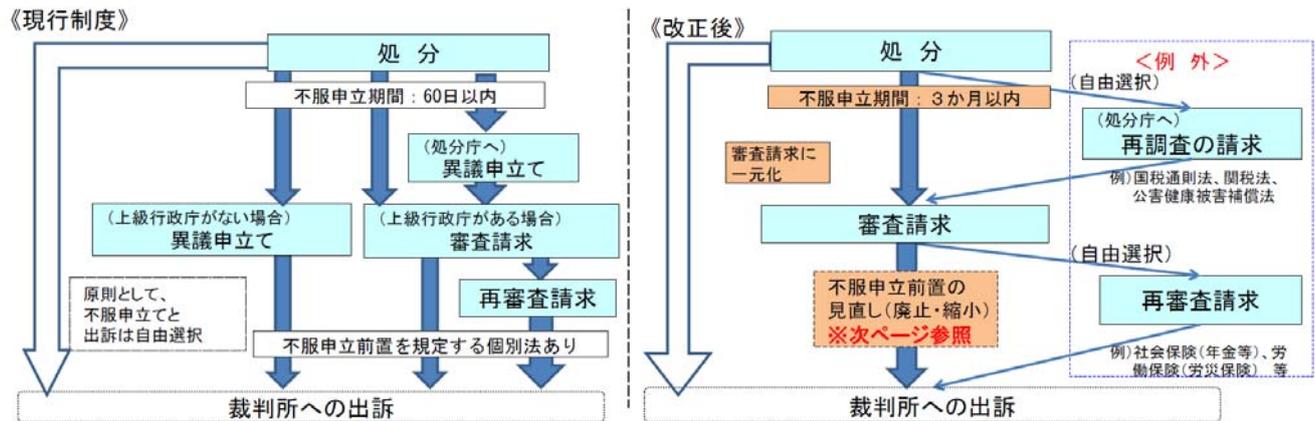
- 不服申立て期間 「60日」 → 「3か月」

（※消防法5条の4及び6条に規定するものは従前と変わらず「30日」）

## ■ 審査請求への一元化

- 上級行政庁がない場合の不服申立ての手續

「異議申立て」 → 「**審査請求**」



# 行政不服審査法関連三法に係る資料

## ■ 行政手続法 ホームページ

- [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/index.html)

## ■ 平成26年11月28日総管管第93号「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」(通知)

- [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000326292.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000326292.pdf)

## ■ 行政手続法の一部を改正する法律 概要

- [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000316885.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000316885.pdf)

## ■ 行政不服審査法関連三法 ホームページ

- [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

## ■ 行政不服審査法関連三法 概要

- [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000297540.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000297540.pdf)